

令和7年度 高齢者虐待防止対策に関する取組状況調査結果

※自由記述の設問の回答は、主なものを抜粋して記載しています。

※「―」の箇所は当該年度未調査の項目です。

I. 高齢者虐待防止や早期発見・早期通報についての普及啓発状況

I-① 広報紙へ的高齢者虐待関連記事の掲載状況

	R5	R6	R7
掲載している	26	25	27
掲載していない	28	29	27

I-② (掲載している市町村のみ) 発行時期、掲載内容

《発行時期》 毎月／1 1月（児童虐待防止月間に合わせて「児童・高齢者・障害者の虐待」の特集記事を掲載）／2月（厚労省の虐待調査結果を掲載）等
《掲載内容》 相談・通報窓口／虐待の種類・要因／虐待のサイン・セルフチェックリスト／早期発見・通報の呼び掛け／介護者の相談窓口／発生事例／虐待の予防方法 等

I-③ 高齢者虐待関連のチラシ、リーフレット等の作成・配布状況

	R5	R6	R7
作成・配布している	30	26	27
作成・配布していない	24	28	27

I-④ (作成・配布している市町村のみ) 配布時期、配布方法、掲載内容

《配布時期》 随時／出前講座／研修会 等
《配布方法（主に住民向け）》 市役所・役場・支所等の窓口に設置／地域包括支援センターの窓口に設置／スーパー・商店街・駅前等に設置／介護認定時・高齢者宅訪問時に配付／街頭啓発活動で配布／地域のイベントで配布／老人クラブ・高齢者向けサロンで配布／PDFデータを自治体ホームページに掲載 等
《配布方法（主に住民以外向け）》 地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所の職員へ配布／施設従事者・地域包括支援センター職員・ケアマネ・医療従事者・民生委員等を対象とした研修会や出前講座で配付 等
《掲載内容》 相談・通報窓口／高齢者虐待の種類・要因／高齢者虐待のサイン・セルフチェックリスト／早期発見・通報の呼び掛け／虐待者への支援について／地域包括支援センターの利用案内 等

I-⑤ 高齢者虐待の防止に関する研修会や事例検討会等の開催状況

	R5	R6	R7
開催している	36	37	34
開催していない	18	17	20

I-⑥ (開催している市町村のみ) 対象者、内容

《対象者》 市町村・地域包括支援センターの職員／居宅介護支援事業所の職員／介護保険サービス事業所の職員／民生委員／ケアマネ／医療従事者／社協職員／住民 等
《内容》 高齢者虐待防止法の概要・高齢者虐待の基本知識／事例検討／高齢者虐待への対応方法・面接技術／サービスマナー・不適切ケアの防止／高齢者虐待対応における介護保険事業所の役割と責務／早期発見・早期通報の重要性／各機関の役割分担／個人情報への取扱い／身体拘束について／認知症との関係性／弁護士からの経済的虐待についての助言 等

Ⅰ-⑦ 高齢者虐待の対応窓口の住民への周知状況

	R5	R6	R7
実施している	48	50	52
実施していない	6	4	2

Ⅰ-⑧ (実施している市町村のみ) 周知方法

自治体ホームページ・広報紙への掲載／チラシ・ポスターの掲載／高齢者向けサロンや出前講座で案内／高齢者向けガイドブック等への掲載／高齢者世帯訪問時に個別案内／介護認定の際に配付／自治体のテレビ配信 等

Ⅰ-⑨ 夜間・休日の高齢者虐待の対応窓口の住民への周知状況

	R5	R6	R7
実施している	23	26	28
実施していない	31	28	26

Ⅰ-⑩ (実施している市町村のみ) 周知方法

自治体ホームページ・広報紙への掲載／チラシ・ポスターの掲載／高齢者向けサロンや出前講座で案内／高齢者向けガイドブック等への掲載／高齢者世帯訪問時に個別案内／自治体のテレビ配信 等

Ⅰ-⑪ 上記以外の高齢者虐待防止のための普及啓発活動の実施状況・取組内容

	R5	R6	R7
実施している	16	12	10
実施していない	38	42	44

【取組内容】

ケアマネ・事業所職員・民生委員等を対象とした研修会を開催／研修会への講師派遣／講演会・出前講座の実施／自治体ホームページに虐待防止対策のページを作成／介護サービス事業所等の虐待防止取組状況の実態把握／高齢者向けメール配信 等

Ⅰ-⑫ 介護保険サービス事業所へ的高齢者虐待の対応事項についての周知状況

	R5	R6	R7
実施している	51	49	48
実施していない	3	5	6

Ⅰ-⑬ (実施している市町村のみ) 周知方法【複数選択可】

	R5	R6	R7
事業所代表者、職員等を対象とした研修会を実施	20	24	19
事業所対象の説明会で、高齢者虐待対応について説明	18	15	18
事業所に対して文書等により通知	11	9	10
その他	20	15	12

Ⅰ-⑭ (実施していない市町村のみ) 周知しない理由

余裕がない・マンパワー不足のため／他団体が実施する事業所を対象とした研修の案内を行っているため 等

Ⅰ-⑮ 介護保険サービス事業所における**養護者による高齢者虐待**の通報や対応において問題と感じていること

事業所が気兼ねなく相談できる体制整備が必要／事業所や職員が疑い段階での通報をためらう／事業所内部で事実確認を行おうとする／事業所や職員によって高齢者虐待の知識や理解度に差がある／ケアマネ・事業所職員等が被虐待高齢者や虐待者を含む関係家族等との関係悪化を恐れ通報が遅れる／自治体の介入タイミング等の対応に不安がある／経済的虐待への自治体の介入程度に迷いがある／自治体職員の知識・経験不足／長期化・複雑化した事例への対応に苦慮する 等

Ⅰ-⑯ 介護保険サービス事業所における**養介護施設事業者等による高齢者虐待**の通報や対応において問題と感じていること
 事業所や職員によって高齢者虐待の知識・理解力に差がある／通報者の保護／通報者が匿名の場合の事実確認に苦慮／退職後の通報が多く、在職者が声をあげにくい雰囲気がある／施設側から十分な協力を得られず、事実確認が困難／通報内容に通報者の主観が入り誇張した内容となっている／派遣等の短期雇用の職員に対しての指導が行き届かない／自治体職員のマンパワー不足／自治体職員の知識・経験不足／立入検査の実施に迷いがある／施設閉所対応となった場合の入所者対応 等

Ⅰ-⑰ 有料老人ホームへ的高齢者虐待防止のための取組みを実施状況

	R5	R6	R7
実施している	14	12	10
実施していない	40	42	44

Ⅰ-⑱ (実施している市町村のみ) 取組内容

有料老人ホームの従事者を対象とした説明会で虐待対応方法等を説明／施設虐待防止の取組状況の実態把握の実施／介護相談員の派遣／事業者講習会・出前講座等の実施／啓発リーフレットの配布／通知文書による周知 等

Ⅰ-⑲ 高齢者虐待の未然防止や早期発見・早期通報のために今後予定している新たな取り組み

虐待対応マニュアルを整備予定／リーフレットの作成／事業所への個別運営指導・集団指導における虐待防止の啓発／事業所を対象とした研修の開催／養介護施設事業者との関係づくり／施設従事者が相談しやすい環境づくり 等

Ⅱ. 高齢者虐待対応におけるネットワークの構築状況

Ⅱ-① 高齢者虐待の**早期発見・見守りネットワーク**の活用状況

	R5	R6	R7
活用している	44	40	39
活用していない	10	14	15

Ⅱ-② (活用している市町村のみ) 具体的な活用方法

民生委員や包括支援センターの見守り支援員との連携強化、ネットワーク構築／民生委員等への虐待や虐待疑いがある家庭の見守り呼び掛け／虐待が疑われる家庭の早期発見・早期通報の周知／各関係機関の役割、協力体制の周知・意識共有／地域住民への虐待相談・通報先の周知／新聞販売業者や電気・ガス事業者等による見守り体制構築 等

Ⅱ-③ (活用していない市町村のみ) 活用しない理由

関係機関とは個別に連携しながら対応しているため／ネットワークそのものが構築されていないため／必要性を感じないため 等

Ⅱ-④ 高齢者虐待の**保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク**の活用状況

	R5	R6	R7
活用している	37	30	30
活用していない	17	24	24

Ⅱ-⑤ (活用している市町村のみ) 具体的な活用方法

各関係機関の役割分担の確認、共通認識形成／処遇困難事例等の情報共有、支援方針・対応の検討／虐待の兆候がある場合の情報共有 等

Ⅱ-⑥ (活用していない市町村のみ) 活用しない理由

関係機関とは個別に連携しながら対応しているため／ネットワークそのものが構築されていないため／必要性を感じないため 等

II-⑦ 高齢者虐待の**関係専門機関介入支援ネットワーク**の活用状況

	R5	R6	R7
活用している	37	30	31
活用していない	17	24	23

II-⑧ (活用している市町村のみ) 具体的な活用方法

学識経験者、医師、弁護士等に個別事例への専門的な意見を求める／警察や保健所等と連携した分離対応／虐待の兆候がある場合の情報共有 等

II-⑨ (活用していない市町村のみ) 活用しない理由

関係機関とは個別に連携しながら対応しているため／ネットワークそのものが構築されていないため／必要性を感じないため／マンパワー不足 等

II-⑩ 高齢者虐待対応におけるネットワークの構築の課題

各機関の役割分担に苦慮／情報共有を行う場合の個人情報の取扱い／情報共有の範囲の基準が不明瞭／各ネットワークの住み分けが不明／各関係機関の方針の不一致／関係者間で知識・認識に差がある／自治体職員の知識・経験不足／マンパワー不足 等

II-⑪ **高齢者虐待防止ネットワーク会議**の設置状況

	R5	R6	R7
設置している	34	35	35
設置していない	20	19	19

II-⑫ (設置している市町村のみ) 令和6年度(令和6年4月1日～令和6年12月31日)の実施回数

	R5	R6	R7
0回	14	14	18
1回～5回	20	20	17
6回～10回	0	1	0
11回以上	0	0	0

II-⑬ (設置している市町村のみ) 構成員【すべて選択】

	R5	R6	R7		R5	R6	R7
民生委員	34	34	34	警察	32	33	34
老人クラブ	9	9	11	弁護士会	21	19	22
社会福祉協議会	30	31	31	権利擁護団体	20	20	22
居宅介護支援事業所	20	19	20	家庭裁判所	1	3	2
社会福祉施設	25	27	28	消費者センター	2	2	2
医療機関	27	24	28	その他	29	27	24
保健所	27	27	27				

II-⑭ (設置していない市町村のみ) 設置しない理由

他の会議等に集約したため／個別に連携しながら対応しているため／必要性を感じない／マンパワー不足 等

II-⑮ 高齢者虐待(養護者・養介護施設従事者等)と障害者虐待の担当課

	R5	R6	R7
養護者虐待と養介護施設従事者等虐待の担当課が同一	—	42	29
高齢者虐待(養護者・養介護施設従事者等)と障害者虐待の担当課がすべて同一	—	10	12
高齢者虐待(養護者・養介護施設従事者等)と障害者虐待の担当課がすべて異なる	—	10	13

II-⑩ 高齢者虐待とそれ以外の虐待（障害者虐待、DV、児童虐待）の対応状況

	R5	R6	R7
高齢者虐待とそれ以外の虐待の相談・通報窓口及び対応部署が同じ	—	2	2
高齢者虐待とそれ以外の虐待の相談・通報窓口は同じだが、対応部署は異なる	—	3	2
高齢者虐待とそれ以外の虐待の相談・通報窓口は異なるが、対応部署は同じ	—	1	1
高齢者虐待とそれ以外の虐待の相談・通報窓口及び対応部署が異なる	—	37	40
その他	—	11	9

II-⑪ 高齢者虐待とそれ以外の虐待（障害者虐待、DV、児童虐待）が関係する事例の対応状況

	R5	R6	R7
関係部署（担当者）と調整を図り、共同で対応	49	47	42
コアメンバー会議等で、主体となる部署（担当者）を決めて対応	13	4	10
通報を受けた部署が対応	4	2	1
特に調整を図っていない	1	0	0
その他	6	1	1

III. 被虐待高齢者の分離保護に向けた対応状況

III-① 分離保護の際に使用する居室確保のための取り組み

	R5	R6	R7
取り組んでいる	—	44	43
取り組んでいない	—	10	11

III-②（取り組んでいる市町村のみ）具体的な取り組み内容 【複数回答可】

	R5	R6	R7
施設と協定書を締結している	11	8	9
協定書はないが、施設と措置委託をする申し合わせ事項を決めている	4	8	6
協定書はないが、定期的に施設へ協力の依頼をしている	2	5	6
随時調整して入所の依頼をしている	33	26	22
その他	6	3	2

III-③ 分離保護の際の居室確保で困ったこと

	R5	R6	R7
困ったことがある	25	24	22
困ったことはない	23	19	26
分離が必要な事例がなかった	6	11	6

III-④（困った事例がある市町村のみ）具体的な内容

医療的ケアが必要な事例の受け入れ施設確保／感染症に罹患した高齢者の受け入れ施設確保／介護保険未認定だが介護が必要な高齢者の受け入れ施設確保／夜間・休日に通報があった際の受け入れ施設確保／身元引受人がいない高齢者の受け入れ施設確保／自治体職員の知識・経験不足 等

III-⑤ 「やむを得ない事由による措置」における対応で困ったこと

	R5	R6	R7
困ったことがある	26	25	24
困ったことはない	13	9	18
事例がない	15	20	12

III-⑥ (困った事例がある市町村のみ) 具体的な内容

「やむを得ない事由」に該当するかどうか判断に迷う／身元保証を付けられない高齢者の措置入所対応に苦慮／措置入所させた高齢者や他の施設利用者の安全確保／被虐待高齢者の意思に基づいた措置であることの証明が困難／医療的ケアが必要な高齢者の入所施設の確保／被虐待高齢者が拒否する事例の措置／虐待者から自遺体職員等へ暴行を受ける／夜間・休日に通報があった際の受け入れ施設確保／措置期間の判断に苦慮する／施設と自治体との信頼関係の構築／自治体職員の知識・経験不足／マンパワー不足 等

IV. コアメンバー会議の開催状況

IV-① 令和6年度のコアメンバー会議の開催状況

	R5	R6	R7
開催した	—	52	50
開催していない	—	2	4

IV-② (会議を開催した市町村のみ) 令和6年度の開催回数

	R5	R6	R7
1～10回	—	21	17
11～20回	—	13	15
21～30回	—	6	3
31回以上	—	12	14
不明	—	—	1

IV-③ (会議を開催した市町村のみ) 令和6年度の養護者による高齢者虐待の相談・通報件数

	R5	R6	R7
0件	—	0	0
1～10件	—	11	10
11～20件	—	16	12
21～30件	—	7	4
31件以上	—	18	22
不明	—	0	2

IV-④ 令和7年度(令和7年4月1日～令和7年12月31日)のコアメンバー会議の開催状況

	R5	R6	R7
開催した	—	50	48
開催していない	—	4	6

IV-⑤ (会議を開催した市町村のみ) 令和7年度(令和7年4月1日～令和7年12月31日)の開催回数

	R5	R6	R7
1～10回	—	25	24
11～20回	—	9	11
21～30回	—	6	4
31回以上	—	10	7
不明	—	0	2

IV-⑥ (会議を開催した市町村のみ) 令和7年度(令和7年4月1日～令和7年12月31日)の養護者による高齢者虐待の相談・通報件数

	R5	R6	R7
0件	—	1	0
1～10件	—	14	13
11～20件	—	11	13
21～30件	—	11	4
31件以上	—	12	15
不明	—	1	3

IV-⑦ コアメンバー会議開催時の各構成員の出席頻度

(1) 市町村の管理職員

	R5	R6	R7
必ず出席(100%)	—	34	37
ほとんど出席(80～90%)	—	7	4
事例により出席(80%未満)	—	12	11
出席しない(0%)	—	1	2

(2) 市町村の担当職員

	R5	R6	R7
必ず出席(100%)	—	53	53
ほとんど出席(80～90%)	—	1	1
事例により出席(80%未満)	—	0	0
出席しない(0%)	—	0	0

(3) 地域包括支援センターの管理職員

	R5	R6	R7
必ず出席(100%)	—	16	14
ほとんど出席(80～90%)	—	18	16
事例により出席(80%未満)	—	17	19
出席しない(0%)	—	3	5

(4) 地域包括支援センターの社会福祉士

	R5	R6	R7
必ず出席(100%)	—	19	16
ほとんど出席(80～90%)	—	14	14
事例により出席(80%未満)	—	18	22
出席しない(0%)	—	3	2

(5) 地域包括支援センターの保健師

	R5	R6	R7
必ず出席(100%)	—	6	7
ほとんど出席(80～90%)	—	11	11
事例により出席(80%未満)	—	31	28
出席しない(0%)	—	6	8

(6) 地域包括支援センターの主任介護支援専門員

	R5	R6	R7
必ず出席（100%）	—	6	4
ほとんど出席（80～90%）	—	13	12
事例により出席（80%未満）	—	28	30
出席しない（0%）	—	7	8

(7) 被虐待者のケアマネージャー

	R5	R6	R7
必ず出席（100%）	—	3	3
ほとんど出席（80～90%）	—	8	8
事例により出席（80%未満）	—	30	27
出席しない（0%）	—	13	16

IV-⑧ 上記以外の構成員

基幹型地域包括支援センターの管理職員・担当職員／介護サービス事業所の管理者・担当者／医療機関・保健所／自治体職員（保健師）／社会福祉協議会職員（社会福祉士）等

IV-⑨ 相談・通報から48時間以内のコアメンバー会議の開催状況

	R5	R6	R7
必ず48時間以内に開催している	16	17	16
緊急性の高い事例のみ48時間以内に開催している	37	33	35
48時間以内には開催していない	1	4	3

IV-⑩（48時間以内に開催していない事例がある市町村のみ）48時間以内に開催しない理由

件数が多く緊急性の高い事例を優先する必要があるため／明らかに緊急性が低い事例があるため／事実確認や情報収集に時間を要するため／安全性が確保されている事例があるため／養護者との関係性を考えタイミングを計る必要があるため等

V. 個別ケース会議の開催状況

V-① 個別ケース会議の開催状況

	R5	R6	R7
開催している	52	51	48
開催していない	2	3	6

V-②（会議を開催している市町村のみ）開催頻度

	R5	R6	R7
定期的で開催している	4	4	4
支援方針の変更が必要な時に開催している	39	31	29
その他	9	19	15

V-③（会議を開催していない市町村のみ）開催しない理由

必要性がなかったため／必要に応じて随時協議を行っているため／他の会議がその機能を担っているため等

VI. 評価会議の開催状況

VI-① 評価会議の開催状況

	R5	R6	R7
開催している	36	34	39
開催していない	18	20	15

VI-② (会議を開催していない市町村のみ) 開催しない理由

評価会議としての形式以外(書面決裁、関係部署間で個別協議、評価会議以外の定例会等)で見直しや終結についての協議を行っているため/適宜、進捗管理しているため/体制が整っていないため/マンパワー不足 等

VII. 高齢者虐待対応の体制整備の取組状況

VII-① 高齢者虐待対応の新任者への対応 【複数回答可】

	R5	R6	R7
市町村独自に新任者研修を行っている	4	6	5
市町村独自の研修以外の研修(県が実施するものも含む)を受講させている	49	45	49
前任者からの事務引継ぎで対応方法を説明している	43	42	35
特に対応していない	1	1	0
その他	5	2	3

VII-② 警察との連携方法 【複数回答可】

	R5	R6	R7
高齢者虐待防止ネットワーク会議の構成員となっている	30	30	32
個別ケース会議への出席を依頼している	16	14	14
定期的に打ち合わせを行っている	0	0	1
立入調査が必要な事例が発生した際に立ち合いを依頼している	23	19	15
特に連携していない	4	2	3
その他	23	24	23

VII-③ 高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等についての警察担当者との協議等の実施状況

	R5	R6	R7
実施している	17	15	16
実施していない	37	39	38

VII-④ (実施していない市町村のみ) 実施しない理由

事例に応じて個別に要請しているため/警察への援助要請が必要な事例がないため/体制が整っていないため 等

VII-⑤ 警察への通報が必要な事例についての警察との取り決め状況

	R5	R6	R7
取り決めがある	6	6	5
取り決めはない	48	48	49

VII-⑥ (取り決めがある市町村のみ) 具体的な内容

警察からの虐待報告や援助要請の定例様式の作成・使用/被虐待者や養護者が望まない場合であっても、その旨を含めて警察に通報する/自治体が受理した事例のうち、事件性があるものや法律に抵触することが疑われる場合は、早期から相談・情報提供を行う 等

VII-⑦ 高齢の配偶者間の虐待事例でDV防止法で対応した事例の有無

	R5	R6	R7
事例がある	4	3	5
事例はない	50	51	49

VII-⑧ (DV防止法による対応事例がある市町村のみ) 事例の概要

夫婦間の虐待で離婚や財産処分の経験がある女性相談担当へ引き継いだ事例／分離後に虐待者にDV等支援措置(住民票の閲覧制限)を行った事例／互いに自立した高齢夫婦間の虐待通報の対応を引き継いだ事例／夫から妻への暴力がありシェルターへ避難させた事例 等

VII-⑨ 保健所と連携して対応した事例の有無

	R5	R6	R7
事例がある	26	27	19
事例はない	28	27	35

VII-⑩ (保健所と連携した対応事例がある市町村のみ) 事例の概要

被虐待高齢者に精神疾患があり任意入院が認められなかった事例／虐待者や被虐待者に精神疾患やアルコール依存症がある事例／虐待者の精神障害相談歴の有無の照会 等

VII-⑪ 成年後見制度の市町村長申立が円滑に行われるよう、役所・役場内で体制を強化する取り組みの実施状況

	R5	R6	R7
実施している	38	37	42
実施していない	16	17	12

VII-⑫ (体制強化の取り組みを実施している市町村のみ) 具体的な取組内容

成年後見制度の所管部署に早期から介入を要請し、情報共有を図っている／要綱やマニュアルにより事務の流れを整理している／権利擁護センターを自治体の直営で運営している／自治体の高齢者部門・障害者部門・困窮部門を一本化した 等

VII-⑬ (体制強化の取り組みを実施していない市町村のみ) 実施しない理由

現状で十分連携できているため、強化の必要性がない／どのように取り組めばいいかわからない 等

VII-⑭ 虐待発生要因が経済的困窮による事例で虐待者に対するサポート実施状況 【複数回答可】

	R5	R6	R7
就労支援	—	23	20
食糧支援	—	23	24
生活保護等の手続き支援	—	38	35
生活困窮者支援の担当窓口へつなぐ	—	47	48
その他	—	9	5

VIII. 夜間・休日の高齢者虐待対応の体制整備状況

VIII-① 夜間・休日の相談・通報への対応マニュアル等の作成状況

	R5	R6	R7
作成している	23	26	27
作成していない	31	28	27

VIII-② 夜間・休日の相談・通報への対応方法

	R5	R6	R7
通報を受けた宿直職員等が担当職員へ連絡し、担当職員が電話及び現場へ出向いて対応する	38	31	38
通報を受けた宿直職員等が担当職員へ連絡し、担当職員が電話でのみ対応する	21	8	4
通報を受けた宿直職員等が翌日以降に担当職員へ報告し対応する	4	0	4
特に対応していない	0	1	1
その他	15	14	7

VIII-③ 令和7年度（令和7年4月1日～令和7年12月31日）の夜間・休日の通報

	R5	R6	R7
夜間・休日に通報があった	19	11	14
夜間・休日に通報がなかった	35	40	37
不明・未集計	—	3	3
県内の夜間・通報件数の合計（把握している案件のみ）	36	49	25

IX. 高齢者虐待対応の役割分担・人員体制状況

IX-① 高齢者虐待対応業務の市町村及び地域包括支援センター（直営・委託）の役割分担

（複数で対応している場合は、中心的な役割を担っているものを選択）

（1）相談・通報・届出の受付

	R5	R6	R7
市町村	—	25	23
地域包括支援センター（直営）	—	4	4
地域包括支援センター（委託）	—	25	27

（2）相談者への対応

	R5	R6	R7
市町村	—	12	18
地域包括支援センター（直営）	—	7	6
地域包括支援センター（委託）	—	35	30

（3）関連機関からの情報収集

	R5	R6	R7
市町村	—	16	17
地域包括支援センター（直営）	—	32	4
地域包括支援センター（委託）	—	6	33

（4）訪問調査

	R5	R6	R7
市町村	—	12	17
地域包括支援センター（直営）	—	35	7
地域包括支援センター（委託）	—	7	30

（5）個別ケース会議の開催（関係機関の招集）

	R5	R6	R7
市町村	—	25	25
地域包括支援センター（直営）	—	5	5
地域包括支援センター（委託）	—	24	24

（6）対応方針等の決定

	R5	R6	R7
市町村	—	42	45
地域包括支援センター（直営）	—	3	5
地域包括支援センター（委託）	—	9	4

（7）対応計画の作成

	R5	R6	R7
市町村	—	20	21
地域包括支援センター（直営）	—	8	7
地域包括支援センター（委託）	—	26	26

IX-② 高齢者虐待対応業務の市町村職員・地域包括支援センター職員の対応人数（常勤換算平均人数）

	R5	R6	R7
市町村	1.8人	2.0人	3.2人
地域包括支援センター	6.7人	6.7人	12.7人

X. 高齢者虐待対応マニュアルの活用状況

X-① 高齢者虐待対応におけるマニュアルの活用状況

	R5	R6	R7
活用している	54	54	54
活用していない	0	0	0

X-②（活用している市町村のみ）市町村独自のマニュアルの作成状況

	R5	R6	R7
作成している	43	41	40
作成していない	11	13	14

X-③（活用している市町村のみ）高齢者虐待対応で活用しているマニュアル【複数回答可】

	R5	R6	R7
市町村独自に作成したマニュアル	43	40	38
厚労省が作成したマニュアル（令和7年3月版）	43	39	41
その他	12	8	4

XI. 高齢者虐待対応の課題

XI-① 養護者による高齢者虐待の対応にあたっての課題

対応にあたる職員の知識不足・経験不足／問題が複雑化している事例への対応に苦慮する／養護者（虐待者）の異常行動等の対応にあたる職員の負担増加／マンパワー不足／分離を望まない被虐待対高齢者への対応／経済的虐待の判断に迷う／関係機関との連携・協力が得られない 等

XI-② 養介護施設従事者等による高齢者虐待の対応にあたっての課題

対応にあたる職員の知識不足・経験不足／認知症や精神疾患を抱える施設利用者への聞き取りが困難／（特に内部通報の場合）通報者を保護しながらの調査に苦慮する／施設側の判断による通報の遅れ／マンパワーが不足しており、虐待認定まで時間がかかる／他市町村との連携 等

XI-③ 上記以外の高齢者虐待の対応にあたっての課題

法的な対応が必要な場合の相談先がない／養護者支援についての周知（養護者は責められるべき存在という認識の関係者がいる）／虐待対応する自治体等の職員が強いストレスに晒される／虐待認定後のモニタリングについての効果的な手法が分からない／施設職員のメンタルヘルス対策 等

XII. 長期化・再発している事例への対応状況（令和6年度に対応した養護者による高齢者虐待について回答）

XII-① 1年以上対応を継続している長期化事例

	R5	R6	R7
長期化事例がある	32	30	31
長期化事例はない	22	24	23

XII-②（長期化事例がある市町村のみ）相談・通報を受理してから1年以上5年未満の事例

	R5	R6	R7
市町村数	31	30	29
合計件数（把握している案件のみ）	585	473	534

XII-③ (長期化事例がある市町村のみ) 相談・通報を受理してから **5年以上10年未満**の事例

	R5	R6	R7
市町村数	10	7	7
合計件数 (把握している案件のみ)	54	42	33

XII-④ (長期化事例がある市町村のみ) 相談・通報を受理してから **10年以上**の事例

	R5	R6	R7
市町村数	5	5	2
合計件数 (把握している案件のみ)	7	6	3

XII-⑤ (長期化事例がある市町村のみ) 事例が長期化している理由 【複数回答可】

	R5	R6	R7
虐待者と被虐待者への介入が難航している	25	24	26
養護者支援の不足	7	9	7
被虐待者の介護保険サービスの利用不足	11	0	10
その他	16	7	6

XII-⑥ (長期化事例がある市町村のみ) 長期化している理由の発生要因

虐待者、被虐待者ともに第三者の介入を拒否しているため／分離のための受け入れ先が確保できないため／キーパーソンの不在／虐待者への支援が不足しているため／精神疾患があると思われる虐待者が支援を拒否している 等

XII-⑦ 過去に一度終結し、**令和6年度**に再度虐待が発生した事例

	R5	R6	R7
再発事例がある	21	18	16
再発事例はない	33	36	38
再発事例件数	42	37	44

XII-⑧ (再発事例がある市町村のみ) 再発の理由として考えられること

共依存により虐待者、被虐待者ともに施設入所を拒否しているため分離できない／養護者への支援が不足しているため／養護者の経済力悪化による介護保険サービスの打ち切られたため／養護者からの虐待において、虐待者以外の家族との関係が悪化したため／キーパーソンの不在 等